

こんにちは
三重病院

さあ、
始まるよ～

爽やかな
秋晴れですね

アンパンマンが
出るいいなあ

ふれあい祭りレポート

10月12日(水)の14:30～16:00に三重病院恒例の「ふれあい祭り」が開催されました。好天に恵まれ、多くの患者様・ご家族の方々等にご参加いただくことができました

「ふれあい祭り」は、入院患者さんや通園事業の利用者の皆さんの療養生活に変化と潤いをもたらし、お祭りの風情を味わっていただくとともに、患者さんと病院職員の交流を図ることを目的に始められました。参加して下さる皆さんに「楽しかった!」と思っていただけるよう、ふれあい祭り実行委員会を中心にいろいろアイデアを出し合い、さまざまなことを検討し、手づくりいっ

ぱいのお祭りを計画してきました。

お好み焼きや綿菓子のコーナーでは、オープンと同時に長蛇の列ができ、ゲーム等のコーナーでも患者さんたちの「やったー!」と嬉しそうな声が聞かれたり、笑顔で景品を持って帰る姿が見られたりして、とても大好評でした。

3病棟に入院中の子どもたちによる「南中ソーラン節」では、観客の皆さんの熱い視線に緊張した表情のお子さんもいましたが、頑張って踊ってふれあい祭りを盛り上げてくれました。

また、三重ドリームクラブの皆さんによる「甲冑着付け体験」では、とてもカッコいい甲冑を身にまとい、武将になりきっている子どもたちの表情がとても素敵でした。

今回も運営にあたり、山鳩父母の会ならびにボランティアの皆様方にはご尽力・ご協力いただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

(児童指導員 丸澤由美子)

何が当たるかな～

強そう? 怖そう?

オレ、決まってるぜ!?

福祉情報

平成24年4月からの重症心身障がい児(者)福祉はどうなるの?

その1

来年4月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が施行されますが、ここでは重症心身障がい児(者)に関連することについて、2回に分けてお知らせします。今回は「通所支援関連について」です。

児童福祉法と障害者自立支援法で行われていた障害児の通所による支援(療育センターや肢体不自由児通園施設、児童デイサービス等)は、児童福祉法で統一され、児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター・児童発達支援事業等になります。

児童発達支援センターでは、障害を持つお子さんやその家族の直接支援に加え、地域の中核として保育所

等訪問支援や相談支援を行います。医療機能を備えた場合は、医療型児童発達支援センターとなります。児童発達支援事業では、従来の児童デイサービスを基準とし、身近な療育の場として児童発達支援を行います。

現行の「重症心身障がい児(者)B型通園事業」はなくなりますが、現在利用されている方がこれまで通りのサービスが受けられるよう、同じ施設内で児童のサービス(児童発達支援事業等)と障害者自立支援法による障害者サービスが行えるよう検討されています。窓口は、児童も成人も県から市町に変更となります。

内容について不明な点等ございましたら、通園担当者または医療福祉相談室までお問い合わせください。

(指導主任 村松 順子)